

平成29年度 独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画に関する取組状況及び評価等

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容	取組効果	実施において明らかとなった課題等	評価	今後の対応
<p><b>2. 重点的に取り組む分野</b>                      (1)企画競争による場合の事前検証の徹底                      「競争性のある随意契約」に区分される企画競争は、複数の事業者から業務に関する提案を受けることで競争性を確保する契約であるが、価格による競争の要素が含まれない随意契約であることから、この調達方法を探ろうとする案件について、事前に適正契約検証チーム(総括責任者は理事(経理担当))により、それが真に適切かつやむを得ないといえるか検証を実施する。</p> <p>【適正契約検証チームによる検証実施件数】</p>	<p>・適正契約検証チームにおいて、検証を実施する企画競争案件はなかった。</p>	<p>・対象となる企画競争案件がなかったため適正契約検証チームの取組効果は確認できなかった。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・評価すべき検証実績がなかった。</p>	<p>・調達等合理化計画において、重点的に取り組む分野として3年間取り組んだ結果、一般競争の実施が定着したことから、重点項目としての設定はH29年度をもって終了する。                      ・検証体制は引き続き維持する。</p> <p>※参考:企画競争による検証件数                      平成29年度0件                      平成28年度1件                      平成27年度6件</p>
<p>(2)一者応札の見直し                      一者応札の解消については、「1者応札・1者応募に係る改善策について」を定め複数の競争参加となるよう積極的に取り組んでいるところである。該当案件の中には、地理的要因や、企業側の理由(人員又は技術力の不足等)によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化していると認められる案件もある。よって、競争参加者を増加させる等の改善策を講じたにも係わらず、同一事業者による一者応札が連続し、改善が見込めない案件については、適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行する。なお、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、一般競争入札を実施する場合にあつては、競争参加者を増加させるため、以下の環境改善のための取組について引き続き実施する。                      ①仕様書の明確化、発注単位等の見直し、公告時期の前倒し                      ②申込したが応札しなかった事業者に対する理由の聴取・要因分析</p> <p>【適正契約検証チームによる検証実施件数・取組内容】</p>	<p>・前回の契約に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件はなく、適正契約検証チームによる検証を行う案件はなかった。                      ・競争参加者を増加させる取組として以下のことを実施した。                      ①受注者が業務内容を理解できるよう、仕様書に記載する内容を具体化した。また、手続きの早期実施及び公告時期の前倒しを実施することにより、請負者の準備期間の確保並びに履行期間の確保に努めた。                      ②申込が複数者であったが、応札者が一者となった調達案件については、理由を聴き取り、原因の把握に努め、要因分析を行った。</p>	<p>・対象となる一者応札案件がなかったため適正契約検証チームの取組効果は確認できなかった。                      ・競争参加者を増加させるための取組を行った結果、入札辞退の理由のうち、受注者側の事情(「仕様内容が履行困難であった」及び「仕様書の問題ではなく自社の都合による」等)によるものが約7割と、その理由の大半を占めていることが分かった。</p>	<p>・前回の契約に引き続き、同一事業者による一者応札が継続した案件がなかったため適正契約検証チームによる検証実績がなく、検証の有効性が確認されていないことから、同チームによる検証体制を維持していく必要がある。                      ・要因分析の結果、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、競争参加者を増加させるための取組については、引き続き実施していく必要がある。</p>	<p>・前回の契約に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件がなかったため、適正契約検証チームによる検証実績はなかった。                      ・発注者側の一者応札の解消に向けた取組として、仕様書の明確化、公告時期の前倒し、請負者の準備・履行期間の確保、申込みが複数あったが応札しなかった事業者に対し、理由を聞き取り、原因の把握及び要因分析を行ったことにより、計画に記載した内容は達成したが、一者応札が12件あった。</p> <p>※参考:一者応札の件数と割合(継続案件を除く)                      平成29年度:79件中12件(15.2%)                      平成28年度:64件中2件(3.1%)</p>	<p>・引き続き重点分野として位置づけ、検証を実施する。</p>
<p>(3)調達グループ(支所)を超えた一括調達                      汎用的な物品・役務等の調達においては、スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、支所等において少額随意契約を実施しているものについて、取りまとめ一括調達を実施する。                      また、引き続き品目等の拡大を図るとともに、当機構以外との共同調達を検討する。</p> <p>【一括調達の実施件数・取組内容】</p>	<p>・本部及び支所等において、43件(本部3件、支所等40件)の一括調達を実施した。                      ・本部や支所等において、調達品目の拡大に向けた検討を行った結果、新規にとりまとめを実施した品目が18件あった。                      ・療護センターと委託契約を行っている病院において、医薬品、診療材料、事務用品等を対象とした共同調達を11件(うち新規4件)実施した。</p>	<p>・主に備品や印刷物を対象に支所等できりまとめて調達を行う対象品目が拡大し、コスト面でのスケールメリットや事務の省力化が図られた。                      ・職員の一括調達の意識が高まった。</p> <p>※対象品目の拡大                      平成29年度:58件                      平成28年度:40件</p> <p>※当機構以外との共同調達の実施                      平成29年度:11件(うち新規4件)</p>	<p>・引き続き、日常的な物品については一括調達を維持していくとともに、新たな物品については、意識を持って行う必要がある。</p>	<p>・本部及び支所等において、43件(本部3件、支所等40件)の一括調達を実施した。                      ・主に備品や印刷物を対象に支所等できりまとめて調達を行う対象品目が拡大(18件)するとともに、療護センターと委託契約を行っている病院において、医薬品、診療材料、事務用品等を対象とした共同調達を11件(うち新規4件)実施し、コスト面でのスケールメリットや事務の省力化が図られ、本取組による職員の一括調達の意識が高まったことから、計画に記載した内容を達成した。</p> <p>※対象品目の拡大                      平成29年度:58件                      平成28年度:40件</p> <p>※当機構以外との共同調達の実施                      平成29年度:11件(うち新規4件)</p>	<p>・引き続き重点分野として位置づけ、実施する。</p>

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容	取組効果	実施において明らかとなった課題等	評価	今後の対応
<p>(4)障害者就労施設等への優先調達 自動車事故による被害者を支える業務を推進している機構として、障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針H25.4.23 閣議決定」に即して定めた調達方針に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に向け積極的に推進する。</p> <p>【障害者就労施設等からの調達件数、金額】</p>	<p>・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第60号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき定めた「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（平成28年3月2日付）」に基づいて積極的に取組んだ結果、調達件数は108件、4,800千円の実績となった。</p> <p>・経理事務担当職員を対象とした研修及びマネージャー会議のテーマに盛り込み、改めて認識を促すとともに、障害者優先調達推進法の趣旨の理解を深めた。</p> <p>・障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、平成29年度における全支所等の調達実績を全主管支所に展開し、調達先情報、調達可能物品等の情報共有を行った。</p> <p>※参考：調達件数及び金額 平成29年度：108件、4,800千円 平成28年度：112件、4,589千円</p>	<p>・当機構職員において、障害者優先調達推進法の趣旨の理解が深まることで、障害者就労施設等への発注機会に向け、各調達担当者による積極的な取組が行われた。</p>	<p>・引き続き、障害者就労施設等からの物品等の調達を行うにあたっては、相手方の作業に要する期間を考慮する必要がある。</p>	<p>・当機構職員において、障害者優先調達推進法の趣旨の理解が深まることで、障害者就労施設等への発注機会に向け、各調達担当者による積極的な取組が行われた結果、調達件数は108件、4,800千円の実績となったことから、計画に記載した内容を達成した。</p> <p>※参考：調達件数及び金額 平成29年度：108件、4,800千円 平成28年度：112件、4,589千円</p>	<p>・自動車事故による被害者を支える業務を推進している当機構として、障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、引き続き重点分野として積極的に取組を実施する。</p>
<p>(5)物品等調達におけるオープンカウンター方式の実施要領策定及び実施 少額随意契約の範囲内である調達案件について、更なる競争性の向上・透明性の確保を図る観点から、「オープンカウンター方式実施要領」を策定し、実施する。</p> <p>【実施要領の策定・オープンカウンター方式の調達件数、金額】</p>	<p>・平成29年5月29日実施要領を発行し、平成29年6月1日本部及び支所等において本格実施を開始した。</p> <p>・同方式の実施により27件（本部22件、支所等5件）、28,878千円分の調達等を行った。</p>	<p>・27件の実施の結果、6,960千円（19.4%）の削減効果が認められた。</p> <p>・物品等の調達に係る競争性の向上・透明性の確保に向けた職員のさらなる意識の向上につながった。</p>	<p>・支所等においては、公告期間の設定、仕様内容に対する問い合わせ対応、全見積参加者に対する結果通知等により、事務負担が増加するといった意見があり、これらについて考慮しつつ、進めていく必要がある。</p>	<p>・実施要領を策定し、27件の実施による調達等を行ったことから、計画に記載した内容を達成した。</p> <p>・27件の実施の結果、6,960千円（19.4%）の削減効果が認められたこと及び物品等の調達に係る競争性の向上・透明性の確保に向けた職員のさらなる意識の向上につながった。</p>	<p>・引き続き重点分野として位置づけ、実施する。</p>
<p><b>3. 調達に関するガバナンスの徹底</b> (1)随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に適正契約検証チームに報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、緊急止むを得ないと認められる場合は、事後に報告を行うこととする。</p> <p>【適正契約検証チームによる点検実施件数】</p>	<p>・合規性、公正性及び経済性の観点から、調達の目的を踏まえ適正な契約方法が選択されているか否かについて検証を行うことを目的として設置された適正契約検証チームにより、競争性のない随意契約の新規案件7件全ての点検を実施した。</p> <p>・点検結果については監事に報告した。</p>	<p>・適正契約検証チームにおいて、競争性のない随意契約の新規案件7件全ての点検を実施した結果、1件が次年度案件として一般競争により調達することとなった。</p> <p>・会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性が確認され、適正契約検証チームが有効に機能していることを確認できた。</p> <p>・点検結果について、随時監事の意見を反映させることができた。</p>	<p>・適正契約検証チームにおける取組について、当機構職員への浸透を継続させるため、引き続き周知を図る必要がある。</p>	<p>・適正契約検証チームにおいて、競争性のない随意契約の新規案件7件全ての点検を実施し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性が確認され、適正契約検証チームが有効に機能していることを確認できたことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き実施する。</p>

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容	取組効果	実施において明らかとなった課題等	評価	今後の対応
<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を定期的実施しており、是正改善の措置が必要と認められた場合には、速やかに監査対象箇所の長に対して、その措置をとることを要求し徹底した改善に努めることにより、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の発生の未然防止を図っている。 会計内部監査については、監査実績等を踏まえ監査員による監査方法の共有化を図り、重点的に行う監査項目を定めるなど効果的な会計内部監査を実施する。 また、経理事務担当職員を対象とした研修課題に不祥事案を盛り込み、職員の再発防止のための意識醸成を図る。</p> <p>【会計内部監査の実施件数・取組内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部では監査計画(主管支所 2年に 1 回、支所 3年に 1回)に基づき、5主管支所、13支所の会計内部監査を実施した。</li> <li>・各主管支所では管内支所の収入金の現金による収納状況を把握するため、「収入金収納事務チェックリスト」の内容確認を年 2回実施し、その結果を本部に報告した。</li> <li>・会計内部監査については、「会計内部監査要領」を定め、統一的な視点で会計内部監査を実施するとともに、平成30年度の効果的な監査実施に向けて、収入金(現金)取扱いリスクの低減やマイナンバーを含む個人情報の取扱いなど、重点的に実施する監査項目の検討を行った。</li> <li>・各種会議等で過去に起きた職員の不祥事案の内容を必ず盛り込み、再発防止のための意識醸成を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計処理の一層の適正化を確保し、経理事務担当職員に対し、遵守すべき会計規程等を指導することにより、不祥事の発生の未然防止を図ることができた。</li> <li>・過去の不祥事案については、監査、研修、会議の場において、繰り返し言い続けることで、職員の意識の向上につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計処理の内部牽制機能が有効に機能していることが不祥事の発生の防止につながる。そのため会計内部監査では、引き続きその有効性を検証することが重要である。</li> <li>・支所等の会計事務権限者の義務及び責任を常に意識させる必要があることから、機会あるごとに繰り返し言い続けることが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計内部監査を5主管支所及び13支所実施した。</li> <li>・監査の実施にあたっては、「会計内部監査要領」を定めて統一的な視点で行った。また、平成30年度の効果的な監査実施に向けて、重点的に実施する監査項目の検討を行った。</li> <li>・各種会議等において不祥事案を盛り込み、職員の不祥事防止のための意識醸成を図ったことから、計画に記載した内容を達成した。</li> <li>・会計処理の一層の適正化を確保し、経理事務担当職員に対し、遵守すべき会計規程等を指導することにより、不祥事の発生の未然防止を図ることができた。</li> <li>・過去の不祥事案については、監査、研修、会議の場において、繰り返し言い続けることで、職員の意識の向上につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>
<p>(3)職員のスキルアップ 一層複雑化・専門化している調達業務について、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、経理事務担当職員を対象とした研修等を実施する。また、会計内部監査を活用し支所職員へ調達等の合理化に係る指導や情報交換等を通じて、職員のスキルアップを図る。</p> <p>【経理事務担当者研修の実施回数・取組内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、本部及び支所等の新たに経理事務担当者となった職員を対象に、経理事務能力を育成するための研修を4月に実施した。また、同じく4月に行われた全国支所長会議及び経理担当マネージャー会議で会計事務権限者の義務と責任を示し、再認識を図った。</li> <li>・本部監査員による会計内部監査を18支所等に対し実施し、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行い、支所等職員のスキルアップを図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに経理事務担当者となった職員を対象とする研修を年度初めの4月に実施することで業務に携わる前に必要な会計関係法令の基礎知識の理解を深めることができた。</li> <li>・各種会議では、職員の階層に応じて実施することでそれぞれの役割を認識させることができた。</li> <li>・会計内部監査を通じ、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行ったことにより、支所等職員の契約手続きに関する理解度アップを図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一層複雑化・専門化している調達業務に対応するため、研修や会議の開催回数の拡大や内容の見直しなど、さらなる充実を図り、経理担当職員のスキルアップを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに経理事務担当者となった職員を対象とする研修を年度初めの4月に実施することで業務に携わる前に必要な会計関係法令の基礎知識の理解を深めることができた。また、各種会議では、職員の階層に応じて実施することでそれぞれの役割を認識させることができたことから、計画に記載した内容を達成した。</li> <li>・会計内部監査を通じ、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行ったことにより、支所等職員の契約手続きに関する理解度アップを図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>